

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅入居者募集要領取扱基準

制定 平成24年5月1日 建住整 第1316号（局長決裁）
最近改正 令和2年3月16日 建住政 第2269号

1 目的

この取扱基準は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅入居者募集要領（以下「要領」という。）第15条の規定に基づき、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の入居者募集における細目を定めることを目的とする。

2 入居資格

(1) 認定基準第5条（1）の自ら居住するために住宅を必要とするものとは、申込者及び同居親族が自己名義の家屋を所有していないこと。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、自ら居住するために住宅を必要とするものとする。

ア 著しく老朽化している住宅に現在居住し、住宅を建て替える資力のない場合で、住宅を取壊すことにより自己名義の住宅を所有していないこととなる場合

イ 差押え又は正当な事由による立退き要求等により自己名義の住宅を所有していないこととなる場合

ウ 自己の所有する住宅から勤務場所に至る経路のうち、新幹線又は飛行機を除く一般に利用し得る最短の経路での通勤所要時間が2時間以上の遠距離通勤をしている場合

エ 自己の所有する住宅の住戸専用面積が最低居住面積水準未満である場合

オ 自己の所有する家屋が固定資産登録台帳の区分に「店舗」あるいは「事務所等」と登録されている場合

カ その他、建築局長が認める場合

(3) 親族以外の同居人との申込みや、同居親族を不自然に除いた世帯の申込みは認めない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 現在婚約中であり、次のいずれかに該当する場合

(ア) 入居時までに婚姻予定の場合

(イ) 入居後6ヶ月以内に婚姻したことを証明できる場合

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合で、公的な証明書等で証明できる場合

ウ 離婚が成立していない夫婦を分割して申し込む場合で、次のいずれかに該当する場合

(ア) 入居時までに離婚が成立する場合

(イ) 申込み時に住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合

附 則

（施行期日）

この取扱基準は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、令和2年3月16日から施行する。